会　議　名	令和８年度 第１回 港区インターナショナルスクール施策に向けた検討委員会
開 催 日 時	令和８年９月１日（火曜日）午後５時３０分から７時まで
開 催 場 所	区役所５階５１２会議室
委　　員	（出席者）倉見委員（委員長）、佐々木委員（副委員長）、吉田委員、坪谷委員、池永委員、橋本委員、髙松委員（オンライン出席）、茂木委員 （欠席者）なし
事　務　局	教育長室長、学務課長、教育指導担当課長、統括指導主事、教育長室教育総務係副係長、学務課学事係長
傍　聴　者	１人
会 議 次 第	１　委員委嘱・紹介 ２　委員長・副委員長の選任について ３　検討委員会の進め方・スケジュールについて ４　議事 インターナショナルスクール在籍者の区立学校就学に係る現状と課題について ５　その他
配 付 資 料	資料１ 港区インターナショナルスクール施策に向けた検討委員会　委員名簿 資料２ 港区インターナショナルスクール施策に向けた検討委員会設置要綱 資料３ 令和８年度　港区インターナショナルスクール施策に向けた検討委員会の進め方・スケジュール 資料４ インターナショナルスクール在籍者の区立学校就学に係る現状と課題

会議の結果及び主要な発言

事務局	１　委員委嘱・紹介 （配布資料１に沿って紹介）
事務局	２　委員長・副委員長の選任について インターナショナルスクールの就学実態や学校教育制度に関する検討を円滑に進める観点から、教育課程や義務教育制度に知見の深いＡ委員を推薦する。 （一同、異議なし）
委員長	本委員会の委員長を務める、よろしくお願いしたい。 副委員長の選任を行う。本委員会の設置要綱第４条の規定に基づき、副委員長は委員の中から委員長が指名することとなっている。 Ｂ委員を指名したい。 （Ｂ委員承諾）

	３　検討委員会の進め方・スケジュールについて
事務局	（配布資料３に基づいて説明）
委員長	委員の皆様、何か質問はあるか。 （特になし）
	４　インターナショナルスクール在籍者の区立学校就学に係る現状と課題
事務局	（配布資料４に基づいて説明）
Ｅ委員	資料４におけるインターナショナルスクール在籍者・保護者の国籍は？
事務局	日本国籍のみの方、もしくは重国籍の方。外国籍のみの方は含まれていない。
Ｈ委員	資料４の短期就学を希望される方々はどの期間の就学が多いのか。また、区立等小学校を卒業できず、インターナショナルスクール不適合となった場合に区立中学校に入学できなくなってしまう方はどの程度いるのか。
事務局	１点目の短期就学約３３０人については、６月中旬から７月２０日頃まで通う方が多く、９割くらいが該当すると思われる。この期間で継続的に通う方が多いが、上記期間のうち特定の日のみ通う方もいる。２点目については年間数件相談がある。
	（第１回における各委員からの意見聴取）
Ｃ委員	他区の話になるが、卒業式のとき名前を呼ばれるが卒業式にいない人がいた。この方はインターナショナルスクールに通っていたようで、このような状況に違和感を覚えた。一方で、区立小学校を卒業せず、インターナショナルスクールで不適合となった場合は、区立中学校に通うことができないことが分かった。不登校で学校に通えない子と、インターナショナルスクールに通っていて学校に通っていない子の線引きはどのようにされているか。
事務局	基本的に、学籍があった場合の卒業認定は学校長の判断のもと行う。不登校の場合は、プリントを渡すであったり、放課後に登校してもらうであったり等、本人の学びにつながる取組や最終的に学校長と面談の上で判断し卒業認定を行い、次の場所に羽ばたけるよう対応している。今述べた内容が、不登校の児童とインターナショナルスクールに通われている児童の違いである。
Ｃ委員	卒業資格が欲しいと主張する保護者に対しては、課題等条件をクリアすることで、在籍しているだけでも制度上は卒業できるとすれば、強く求められている小学校卒業資格を与えることはクリアできるのではないかと思った。
委員長	１つの案として、今後の議論の参考にしたい。

G委員	文部科学省において不登校の児童は卒業できるのにインターナショナルスクールに通う児童が卒業できないのはおかしいのでは、ということでインターナショナルスクールに在籍する児童も不登校の児童と同じ扱いにする、準ずるといった通知が出ていたような記憶がある。
委員長	そのような通知等の情報を確認する必要があると考える。
D委員	インターナショナルスクールの一番の問題は、国としてインターナショナルスクールの定義がないことが根底にあると考える。インターナショナルスクールは都道府県知事により各種学校として認可を受けることができる。しかし、少なくともインターナショナルスクールの半数以上は株式会社等で運営されており、実態は文部科学省も都道府県も把握していない。インターナショナルスクールの数も分からず、内容も把握していないことが問題であると考える。 国民の義務の中に教育の義務があり、一条校ではないインターナショナルスクールに在籍させていても、日本国籍の児童は義務教育を就学したとみなされず、就学義務違反という扱いになる。しかしながら、就学義務違反になったからといって、今まで罰則を受けた方はいないというのが現状である。しかし、インターナショナルスクールは日本全国でかなり学校数が増えており、在籍する児童の６、７割は日本国籍の児童である。自分の経験上、相談に来た３人の生徒のうち２人は、保護者の離婚により親が学費を払わなくなった。もう１人は、親の会社が倒産してしまい、インターナショナルスクールの学費を払えなくなってしまった。しかし、小学校の卒業資格がなく学歴ゼロとなっているので公立の中学校に通うこともできない、選択肢がなくなってしまったという生徒がいた。 将来のことを考えると、インターナショナルスクールを卒業し、海外の大学や大学院を卒業する生徒もいるが、そのあと就職につながらないということもある。海外の就職の場合は、会社の求めるポジションに対してどの程度知識や経験等があるかが求められ、経験のない新卒は就職に結びつかないケースもままある。 資格もののたとえば医師や弁護士以外はその国に滞在するためには就職先に保証会社となってもらい労働ビザを取るのだが、そこに結び付かず泣く泣く帰国するケースもある。日本に帰って来て就職できたとしても日本人としての知見が足りず、企業の風土に合わないということで相談にくる生徒がいて、この問題は生徒の将来まで影響を及ぼしている。 現状、港区の児童生徒の１割強はインターナショナルスクールに通っている。この問題を港区が取り上げるということは、他自治体の手本になると考える。私たちが行うことは、子どもたちの選択肢を狭めるようなことをしてはいけないと思う。特に、小学生は子どもの意思で自らインターナショナルスクールに通いたいというよりむしろ保護者の意思で小学生の子どもをインターナショナルスクールに通わせる。そして、保護者は、インターナショナルスクールが休業中に近隣の公立校に通わせてほしいと学校に相談したが、インターナショナルスクールの休業中のみだと通えないと言われる。保護者が子どもをインターナショナルスクールに通わせたい理由は、英語力の獲得と世界で活躍する人材に育てたいということがある。そういった状況も踏まえ港区で検討を進めていくことが非常に重要な意味を持つと思う。皆さんと良い検討を進めていきたいと思

	う。
Ｅ委員	西町インターナショナルスクールの現状を話すと、夏休みだけでも港区立の学校に通わせたいという意見を聞くことがある。何年も前だが、港区の協力の下、西町インターナショナルスクールと港区立の学校の交流があった。現在、西町インターナショナルスクールに通う子どもの保護者は、その交流で港区の学校に通っていたという方もいるが、今回の検討委員会まで港区の実態を把握できていなかった。現在は、必ず退学証明書を発行して退学の上、港区立の学校に通うこととしているが、再び西町インターナショナルスクールに通いたいという子どもがいた場合、空き状況を確認しつつ通うだけの能力等が備わっているのであれば、また通うことも可能である。ダブルスクールに関しても、当校ではご遠慮いただくようお願いしているが、そこで港区はダブルスクールを認めているのではないかと聞かれる。そういった方針等はどこかにあるものなのか。ダブルスクールについては、地方の自治体では奨励しているところもある。
事務局	ダブルスクールを認めないことについて、ホームページ等に掲載はないため、問い合わせがあったときに口頭で回答させていただいている。地方の自治体でダブルスクールを認めている話は聞いたりする。ただ、現状港区では１割程度インターナショナルスクールに通っており、その方々全員がインターナショナルスクールの夏季休業中に港区立の学校に通うことになった場合、区立学校の負担がかなりある。例えば、児童数の多い港区立港南小学校の全校児童数が１，２００人。インターナショナルスクールに通う児童が１，６００人。この１，６００人を夏の１か月間だけ受け入れるとなると、学校の負担が膨大であり在校生にも影響が大きいため、現状港区では認めることができないという状況である。
Ｅ委員	今後、ダブルスクールを認めていないことをどこかに掲載する予定はあるか。
事務局	現状予定はないが、検討委員会で意見を頂戴しつつ検討していきたい。
Ｅ委員	ダブルスクールについて、ある程度学校長の判断で決まる、と保護者のネットワークで広まっているようであるが、その辺りが不透明である。そのため、ダブルスクールを認めるか認めないかを、もう少しはっきりしてもらうと保護者にも案内しやすいと考える。また、義務教育の免除についても、港区は認めないが他の区では認めると言った話も聞くため、どの程度東京都で統一されているのか。
事務局	就学免除について、重国籍の児童のみ認めている。学務課で重国籍か判断がつかない場合は、就学免除という制度がある旨の通知を発送し、必要書類を返送いただくよう案内している。返送がない場合は、申請主義のため、学務課の判断で就学免除とはしていない。
Ｅ委員	意見として、重国籍の家族が就学免除の申請の過程を理解できていないため、返送できていないという状況もある。そのため、就学免除の申請についても分かりやすく対応い

	ただけるとよい。重国籍・外国籍の児童の中には、日本の学校の生活を体験したいという方もいる。港区立の小学校に迷惑がかからないよう、何か検討していただけると助かる。
Ｄ委員	日本国籍の児童については、基本的に保護者が一条校以外の学校に通わせるのは法律違反であることを、保護者に認識してもらう必要があると考える。インターナショナルスクールに通っていた重国籍の児童の話であるが、港区では１条校の小学校を卒業せず中学に転入することはできないから、保護者の出身地へ子どものみ住民登録を移し、そちらの学校長に相談し、その子だけそちらの学校で長期不登校の扱いとなり、しかし卒業証書はもらうという例もあり、とても違和感を覚えた。２０年ほど前にこの問題が大きくなると思い、何らかの手立てをするべきという意見を言ったが、この２０年に日本国籍のみの子どもでインターナショナルスクールに通う子がとても増えた。実際にインターナショナルスクールに通うと国語科の問題だけでなく社会科の問題もある。
Ｃ委員	港区内にインターナショナルスクールはいくつあるのか。
Ｆ委員	マンションの１室にあるようなインターナショナルスクールもあり、港区にインターナショナルスクールがどのくらいあるのか、把握するのは事務局も難しいのではないか。
事務局	Ｆ委員のご発言とおり、国際的な認定を受けているもの等はある程度把握することはできるが、それとは違い、その他新設等のインターナショナルスクールは許認可などを行う部門が日本国内には存在せず、追えない現状である。港区の子どもがどのようなインターナショナルスクールに通っているのか追う方法を模索している。
Ｅ委員	西町インターナショナルスクールは各種学校であるが、株式会社のインターナショナルスクールの実態は港区や東京都では追えないのか。
事務局	追えておらず、公式な統計データもない。考え方として、多数ある企業がどのような登記をしているのか把握するのと同じである。
Ｄ委員	文部科学省でも把握できておらず、株式会社の場合はそれでは経済産業省となるが、どこの所属なのか分からず、誰も正確に把握できていない。そのようなインターナショナルスクールに義務教育課程の子どもが通っているのが問題である。
Ｅ委員	そうすると就学義務違反をしている子どもを抑制することは、今の段階ではできないということである。
Ｇ委員	学校の現状について共有。六本木中は全校生徒３００人程度のうち、外国にルーツを持つ生徒が２割位で６０人程度いる。そのうち１２人はインターナショナルスクールに通っている。課題として、登校日の把握が難しく保護者と連絡もつかず、学習意欲が低い生徒が多い。そのため教師の指導が伝わりにくく、部活動のみ出てくる子もいる。卒業

	の関係だと、卒業認定の問題もあるが、アルバムに入るのか入らないのかの問題もある。給食の関係だと、登校日が不安定のため調整が難しい。給食の量が決まっているので今日来たからそのまま食べさせるといった対応は難しい。また、アレルギー対応もあるため難しい対応となる。
Ｆ委員	Ｄ委員の話を聞き、方向性は正しいと考える。学校現場の意見を詳しく述べると、入学のとき、親は「インターナショナルスクールに通う」とは言わずに入学してくる。基本的にダブルスクールは認めていないため、実はインターナショナルスクールに通わせたいという親もいる。そういった正直な保護者が馬鹿をみる、といった状況が発生している。課題について、インターナショナルスクール休業中にその児童が学校へ登校し、海外からの一時帰国の児童も受け入れるため、６月中旬にクラスが変わってしまう。一時的に通う数名の児童にケアする必要が出てくるため、担任の負担が増えてしまう。そのあたりについては整理できるとよいと考える。卒業判定について、学校長によって判断が違い、その判断について保護者が怒ってしまうことがある。
Ｈ委員	現状、国の制度や学校現場の課題が多いことを、本日の検討委員会で改めて痛感した。この検討委員会において、いろいろな意見を伺いながら課題に向き合う。
副委員長	港区には多様な国籍、文化的な背景があり、多様な学びも求められている。インターナショナルスクールに通う子どもたちを含めて、子ども一人ひとりにふさわしい学びの場をどのように保障していくのかが重要な課題であると考える。
委員長	とても重大な検討委員会であると改めて認識した。就学義務等に対して正面突破するのは難しいと思われるが、まずは実態把握をして、学校現場が困っていることをどのように解決するのか等を考えていく必要がある。現状把握と整理が必要である。 本日いただいた意見は事務局で整理し、第２回検討委員会において「第１回委員意見を踏まえた方向性」として可視化、共有できる資料を示していただきたい。 制度面の整理や学校現場での運用上の論点については、部会での検討項目として整理し、必要に応じて各学校調査やヒアリングも行いながら検討を深めていきたい。
事務局	５　その他 （次回開催予定・連絡事項等について説明） 閉会